

くっちゃん子をみんなで育てる条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 大人の役割等（第4条―第8条）

第3章 こどもの主体性のはぐくみ（第9条・第10条）

第4章 こどもに関する施策の策定及び推進（第11条―第13条）

第5章 こどもの育ちを支える仕組み（第14条・第15条）

第6章 雑則（第16条―第18条）

附 則

こどもは、次代の社会を担うかけがえのない存在です。

本町で育つこどもが、自らを大切に思う気持ちと他者を思いやる心を育み、夢や希望を持って、健やかに成長していくことが、全ての町民の願いです。

しかしながら、昨今は少子化、核家族化の進行、地域コミュニティの連帯感の希薄化が進むなか、いじめ、不登校、貧困、児童虐待、こどもをめぐる犯罪の多発など、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。

本町は、高齢人口比が低く、移住者や転勤者、外国人が多いのが特徴であり、保護者のみならず全ての大人が、お互いにつながりを深め、それぞれの役割や責務を自覚し、こどもを育てる力を高め合いながら、こどもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、将来の地域社会の担い手としてこどもが社会的に自立していくように支えることが重要です。

本町には羊蹄山、ニセコ連峰、尻別川など雄大で美しい自然や、多文化が共生する国際色豊かな地域性など、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境があります。

こどもたちが「くっちゃん子」として夢と希望を抱き、健やかに生まれ、大人になってもふるさとであるこの地を愛し、安心してこどもを産み育てることができる町の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、妊娠、出産及び子育てまでの切れ目のない支援、豊かな自然環境、国際色豊かな教育環境等を活かした青少年の健全な育成並びに地域社会全体による子育て支援に関し、保護者、地域住民、学校等、事業者及び町の役割を明らかにするとともに、こどもに関し一環した施策についての基本的事項及びこどもの成長を支える仕組みを定めることにより、くっちゃん子が明るく健やかに成長し、ふるさと倶知安

で夢を持って住み続けられるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども おおむね18歳以下の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民 本町の区域内に住所又は勤務場所を有する者（こどもを除く。）及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は町内で活動する子育て支援団体（こどもの健全育成支援を主たる目的として活動する団体）をいう。
- (4) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、町が設置し、又は本町の区域内に存するものをいう。
- (5) 事業者 本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 こどもや子育て家庭に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとする。

- (1) こども基本法（令和4年法律第77号）第3条に規定する基本理念にのっとり取組を行うこと。
- (2) こどもが、個々の良さ及び可能性を活かした夢又は希望を抱き、様々な責務を担う大人に成長することができるように、その学び及び育つ力が伸ばされるとともに、他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力が育まれること。
- (3) 保護者が、真摯な気持ちでこどもと向き合い、愛情を持ってこどもを育て、こどもの成長をともに喜び、実感できるように配慮すること。
- (4) 保護者、地域住民、学校等、事業者及び町により、それぞれの役割に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、こどもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念にのっとり、こどもの心身の成長を支える責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな役割を果たしていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが、「早く大人になりたい」と強く感じられるような自らの幸せな人生設

計に努めること。

- (2) こどもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (3) 乳幼児期から、こどもの人格を尊重し、こどもと向き合うこと。
- (4) こどもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、発達の段階に応じ、その成長を支えること。
- (5) 自らの精神的、経済的な負担及び不安並びに孤立感の軽減並びに健康維持に努めること。

2 保護者は、子育てに関して悩み、不安等があるときは、一人で抱えることなく身近にいる者に相談するよう努めるとともに、こどもは様々な人との関わりの中で育まれるという認識の下、地域において子育てを支援する活動に参加し、並びにこどもに関する専門的知識及び経験を有する機関等にできる限り援助を求めるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会全体でこどもを育てることを意識して、相互につながりを深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域社会でのこどもの生活上の安全に配慮するなどの、こどもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、発達の段階に応じ、その成長を支えること。
- (3) 必要に応じ、こどもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 保育、教育等を行う者は、人としてこどもと対等かつ平等であることを基本に、保育、教育活動等の推進に努めること。
- (2) こどもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、発達の段階に応じ、その成長を支えること。
- (3) こどもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、発達の段階に応じ、その成長を支えること。
- (4) 障がい、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、家事や家族の世話又は介護、経済的困難等を理由とした支援を必要とする状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態にあるこどもの早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子育てに関して保護者、地域住民又は学校等が行う活動及び町が行う事業並びに第10条に規定するこどもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 雇用する労働者が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、子育てと仕事の両立に必要な雇用環境の整備を行うこと。

(町の役割)

第8条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) こどもに関する施策を策定し、その推進にあたっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に切れ目なく取り組むとともに、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携を図ること。
- (2) 保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働きかけ及び取組を行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。

第3章 こどもの主体性のはぐくみ

(こどもの主体性のはぐくみ)

第9条 こどもは、個々の良さ及び可能性を活かした夢又は希望を抱き、様々な責務を果たすことができる大人へと成長するように、次に掲げる事項について、年齢やその発達の段階に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

- (1) 自らを大切にし、発達の段階に応じて主体的な学びを育み行動すること。
- (2) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (3) 社会生活上の決まりを守ること。
- (4) 他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、こどもの人格を尊重し、その発達の段階に応じた意見等を聴くとともに、こどもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(こどもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、学校等、事業者及び町は、こどもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、こどもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関するこどもの自主的な企画及び運営による活動

(以下これらを「こどもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

第4章 こどもに関する施策の策定及び推進

(こどもに関する施策の策定及び推進)

第11条 町は、次に掲げる事項に係るこどもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) こどもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) こどもが健やかに育つための、安全、安心な生活環境とこどもの豊かな心を育む教育環境づくりに関すること。
- (3) こども同士の関わり合い及びこどもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) こどもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) こどもの人権に関する学習の機会づくりに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、こどもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

第12条 町長は、前条のこどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、こどもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、こどもとその育ちの基盤である保護者が明るく健やかに地域で暮らすために、妊娠、出産、就学その他こどもの成長の段階に応じた問題や悩みに対応できるよう、相談支援体制の充実を図るものとする。

第5章 こどもの育ちを支える仕組み

(地域社会の子育て機能の向上)

第14条 保護者、地域住民、学校等、事業者及び町は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

2 町は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者及び地域住民がこどもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。
- (2) こども、保護者、地域住民、学校等及び事業者によるこどもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、学校等及び事業者は、前項第2号に掲げる事項について町が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(状況等に応じたこども及び子育て家庭への支援)

第15条 町は、障がいのあるこどもが健やかに成長するために、こども及びその家庭に対し、こどもの状況に応じた必要な支援を行うものとする。

2 町は、家庭内のみならず、こどもと関わりを持つ地域住民及び関係機関が連携してこどもの虐待防止に努めることを推進するとともに、こどもの虐待の早期発見及び早期対応のために必要な支援を行うものとする。

3 町は、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携し、いじめからこどもを守るために必要な支援を行うものとする。

4 町は、保護者、地域住民、学校等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する悩みを抱えているこども及びその家庭に対し、必要な支援を行うものとする。

5 町は、家事、家族の世話又は介護等を理由とした支援を必要とする状態またはこれらの状態に至る可能性が高い状態にあるこども及びその家庭に対し、必要な支援を行うものとする。

6 町は、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難等を理由とした支援を必要とする状態にあるこども及びその家庭に対し、必要な支援を行うものとする。

7 町は、前各項の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

第6章 雑則

(広報及び啓発)

第16条 町は、この条例に趣旨について、こども、保護者、学校等、地域住民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、こどもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、〇〇年〇月〇日から施行する。